

再生可能エネルギー 地域共生促進税

令和6年4月1日から施行します



背景・目的・施行日

2050年カーボンニュートラルに向けて再エネの最大限導入が必要である一方、特に大規模な森林の開発を伴う再エネ事業に対し、土砂災害・景観・環境等への懸念を地域が抱えている状況を踏まえ、**再エネの最大限導入と地域共生の両立を目指す新たな取組み**として、「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入しました。

税条例の施行日は、**令和6年4月1日**です。

課税対象・納税義務者

【課税対象となる再エネ発電設備】

(1)～(4)の要件を全て満たす**太陽光・風力・バイオマス**発電設備※

- (1) 宮城県内にその発電設備の全部又は一部が所在するもの
- (2) 宮城県内であって、**0.5ha**を超える森林(国有林、地域森林計画対象民有林)を開発した区域(以下「開発区域」という)に、その発電設備又は附属設備の全部又は一部が所在するもの
- (3) 開発区域における開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに、再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの
- (4) 自家用又は事業の用に供することができる状態にあるもの

※令和6年3月31日までに「稼働済みの設備」や、「再エネ発電設備の設置目的での開発行為に着手したもの」等は適用除外となります。

【納税義務者】

課税対象となる再エネ発電設備の所有者

【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 家屋(住家、店舗、工場等)の屋根等にパワーコンディショナを除く全てが設置された太陽光発電設備
- ④ 地球温暖化対策推進法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づき使用されるもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

**地域と共生する
再エネ発電事業として
認定を受けたもの
(地域脱炭素化促進事業等)**

税額

単年度に納付すべき税額は、課税標準と税率により計算されます。

単年度に納付すべき
税額

=

課税標準
[kW]

×

税率
[円 /kW]

課税標準：賦課期日（1月1日）時点における再エネ発電設備の総発電出力^{※1※2} [kW]

※1 いわゆる「定格出力」であり、太陽光発電設備の場合、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの合計出力のいずれか小さい値になります。

※2 再エネ発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分します。

税率：再生可能エネルギー源の種類等に応じて設定されています。

①太陽光発電設備の場合

FIT 価格	10 円未満 ^{※3}	10 円以上 11 円未満	11 円以上 12 円未満	12 円以上 13 円未満	13 円以上 14 円未満	14 円以上 15 円未満	15 円以上 16 円未満	16 円以上 17 円未満
税率 [円 /kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500

FIT 価格	17 円以上 18 円未満	18 円以上 21 円未満	21 円以上 24 円未満	24 円以上 27 円未満	27 円以上 29 円未満	29 円以上 32 円未満	32 円以上 36 円未満	36 円以上
税率 [円 /kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

②風力発電設備の場合

FIT 価格	16 円未満 ^{※3}	16 円以上 17 円未満	17 円以上 18 円未満	18 円以上 19 円未満	19 円以上 20 円未満	20 円以上
税率 [円 /kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※左の表において FIT 価格が「10 円未満（太陽光）」と「16 円未満（風力）」には、FIP、非 FIT・FIP の発電設備を含みます。

③バイオマス発電設備の場合 1,050 円 /kW（一律）

課税対象となった場合の手続等

賦課期日である1月1日時点で課税対象となる設備の所有者は、1月1日から1月31日までの間に、当該設備に関する申告が必要となります。

納税は、以下の4期に分けて行います。県から納税通知書と4期分の納付書を送付しますので、以下の期間に納税していただくことになります。

第1期 4月1日から4月30日まで

第3期 12月1日から12月31日まで

第2期 7月1日から7月31日まで

第4期 翌年2月1日から2月末日まで

なお、次の場合は、税の減免があります。

賦課期日を迎えた後に、前ページの【**非課税となる再エネ発電設備**】④～⑥に該当することとなった場合

同一の開発区域内に工場等と再エネ発電設備を設置し、当該再エネ発電設備により発電した電気を当該工場等において専ら自家消費するものとして、知事の認定を得た場合

非課税となる事業を目指すには

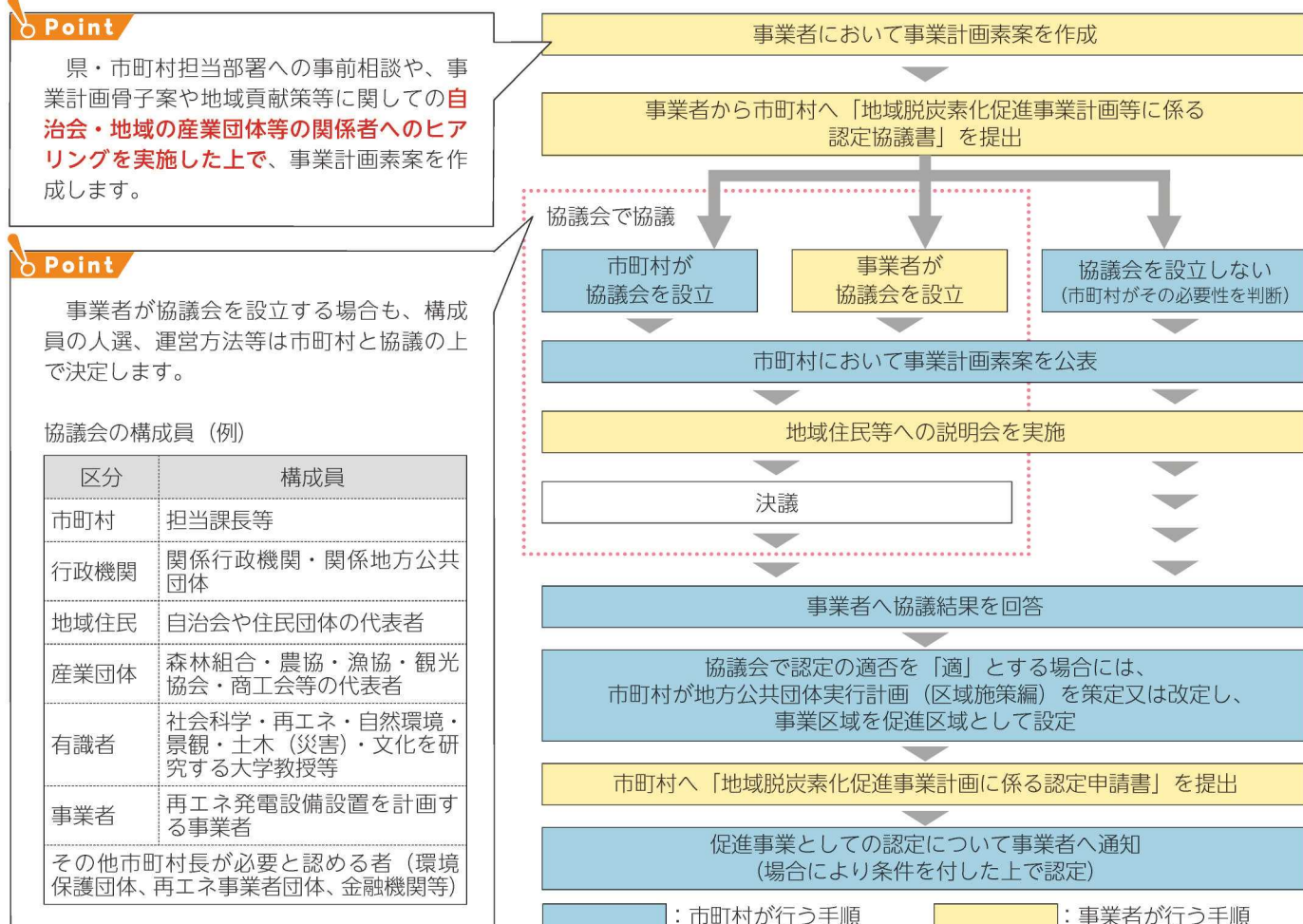
非課税となる地域脱炭素化促進事業等の認定を受けるためには、地域の合意形成、地域の理解が必要です。認定を受ける手順の詳細は、**地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン**を確認してください。

ガイドラインを掲載している HP には右の QR コードからアクセスできます
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html



1 認定までの手順

事業提案型で地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として認定を受ける場合の手続フロー（抜粋）



2 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

地域の合意形成等を目指すにあたっては、以下の(1)～(4)が基本的な考え方となります。事業者・住民その他の関係者がお互いを尊重して議論を進める必要があります。

- (1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- (2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- (3) 地域の考え方を尊重すること
- (4) 前提条件を踏まえ議論すること
 - ① 再エネを最大限導入することは必要であること
 - ② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること
 - ③ 地域脱炭素化促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
 - ④ 地域脱炭素化促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること
 - ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
 - ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

よくある御質問



課税されるのは、1つの設備につき1回だけですか。

課税対象となる再エネ発電設備に対しては、本税条例の失効（令和11年4月1日）まで、**当該発電設備が課税対象としての要件を満たす間は、毎年課税されます。**また、本税条例は失効前に課税のあり方を見直すこととしておりますが、その見直しの結果として現在の制度を延長することとなれば、引き続き課税されます。



課税が開始されるのは、発電設備の設置工事に着手した時ですか。それとも、発電設備が稼働開始した時ですか。

課税を開始するのは、再エネ発電設備が完成した後、自家用又は事業の用に供することができる状態、具体的には**再生可能エネルギー源から変換した電気を売却・消費等できる状態となってから初めて迎える賦課期日（N年1月1日）の翌年度（N年度）**となります。



税収はどのように使われますか。

この税は、税収を得ることよりも、再エネ事業の地域との共生の促進を目的として導入したのですが、仮に税収があった場合には、本税の趣旨を踏まえ、**再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等**に要する費用に充ててを想定しています。



非課税となる地域脱炭素化促進事業や、これに準ずるものの認定を受けるためには、どこに相談したらよいですか。

まずは、**県環境生活部次世代エネルギー室**へ御相談ください。市町村の担当課等を紹介するとともに、必要な助言等を行うなど、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの運用を含め、支援します。



減免の対象となる「自家消費」の認定を受けるためには、どこに相談したらよいですか。

県環境生活部次世代エネルギー室へ御相談ください。



再生可能エネルギー地域共生促進税に関するお問合せ先

税の趣旨、
非課税等に関
するお問合せ先

宮城県環境生活部次世代エネルギー室
地域共生推進班（TEL：022-211-2332）

Mail：jienec@pref.miyagi.lg.jp

県HP：再生可能エネルギー地域共生促進税について（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html）



納付手続に
関するお問合せ先

宮城県総務部税務課課税班（TEL：022-211-2324）

Mail：zeimuk@pref.miyagi.lg.jp